

「意見に対する道の考え方」の区分口

- A：意見を受けて案を修正したもの B：案と意見の趣旨が同様と考えられるもの C：案を修正してはいるが、今後の施策の進め方等の参考とするもの □
 D：案に取り入れなかったもの E：案の内容についての質問等 F：その他

対象計画	提出者	御意見	対応（案）	対応（案）
1 酪肉近	畜産コンサルタント（空知管内）	○ 経営者に求める能力とGAPの関係をどのように理解するか難しい文章となっており、例えば、「GAPなどの取組みを通じて」は誰が取り組んでいるのか読み取れない。行政が主語なのか経営者が主語なのか不明で、それにより意味合いが大きく変わる。 また、GAPに関し「食品安全や家畜衛生に加え労働安全」についての活動を取り上げているが、経営者にとって、GAPにある「AW、環境保全、人権福祉」も視野に入れることが、優れた管理者に必要なことと思われる。	A 意見を受けて案を修正したもの	○ ご意見を踏まえ、経営者に求めるものとして、 ・生産技術 ・財務管理 ・GAPの考え方に基づく取組等と修正します。
2 酪肉近	畜産コンサルタント（空知管内）	○ GAPもHACCPも副次的に生産性向上に結び付くことは概説されているが、工程管理の明確化、内部・外部コミュニケーション、検証などによりPDCAを回すことで持続的改善を図ることが主目的と考えられ、GAPやHACCPとの取り組み事例から見ると、それによる安定的な生産に結び付く事は多いが、「生産性の向上」には直結せず、それを目的の据えることには違和感がある。	A 意見を受けて案を修正したもの	○ 経営能力の向上の一助として、GAPや農場HACCPの手法を取り入れることを推進するものでありますが、ご指摘のとおり、これらの手法は生産性の向上に直結するものではないことから、誤解を招くことがないように当該記述を修正します。 ○ 一方、乳用牛におけるベストパフォーマンスの発揮において、GAPや農場HACCPの手法を取り入れることで、（生涯）生産性の向上を推進するとしており、間接的に有効なものと考えています。
3 酪肉近	畜産コンサルタント（空知管内）	○ GAPやHACCPのシステムは「食の安全」、「消費者の信頼」という表題に最もふさわしい方法論であるが、GAPやHACCPが生産履歴の記帳・保管の手段とされているように読めるが、GAPやHACCPを矮小化した誤解を招きかねない記述と思われるため、別項を立ててこれらの推進を明らかにすることが必要ではないか。	A 意見を受けて案を修正したもの	○ ご意見を踏まえ、GAPやHACCPの取組が矮小化されるような誤解を招く表現とならないよう修正します。
4 酪肉近	生産者団体（釧路管内）	○ 生乳生産量440万トン/年を目標にするに当たっては、需給調整の確立、消費者への安全・安心のためのポジティブリスト制度の順守、GAPやHACCPの考え方の取り入れた労働生産性の向上などが必要。	B 案と意見の趣旨が同様と考えられるもの	○ 需給調整に当たっては、関係機関・団体における不断の緊密な連携構築を促進するとともに、ポジティブリスト制度の遵守等により、広域流通で必要とされる生乳の品質向上を確保し、安全・安心で高品質な牛乳乳製品を製造することなどにより、消費者の信頼や新たな需要の確保を図ってまいります。
5 酪肉近	畜産コンサルタント（空知管内）	○ GAPや農場HACCPは農場の運営や生産工程の管理全般に関わる活動、あるいはシステムであり、ベストパフォーマンスを実現したり「供用期間の延長、受胎率向上・・・」等の個別技術の普及のための方法論として列挙することは適当でないのではないか。	B 案と意見の趣旨が同様と考えられるもの	○ 御指摘のとおり、GAPや農場HACCPは、個別技術の普及には直結しないと考えていますが、乳牛のベストパフォーマンスの発揮には間接的に有効なものと考えています。

	対象計画	提出者	御意見	対応(案)	対応(案)
6	酪肉近	生産者団体(釧路管内)	○ 放牧に当たって牧道整備など高額な経費がかかるため、放牧推進に対する対策が必要。	C 案は修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの	○ 放牧の推進に当たっては、牧柵や牧道といった整備が必要となることから、現在、国営事業や道営事業、強い農業づくり交付金において、これらの整備を支援しています。また、このほかエコ酪事業などでも放牧の取組を支援しており、今後ともこれらの事業の活用を推進してまいります。
7	酪肉近	生産者団体(釧路管内)	○ 現存する畜舎を更に30年維持できるような補助事業や業者の確保が必要。	C 案は修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの	○ 道としても、家族経営をはじめとする中小規模の畜産農家の存続は重要と考えており、今後とも畜産クラスター事業や酪楽GO事業、ALIC事業等を活用し、営農が継続できる環境整備を推進してまいります。
8	酪肉近	生産者団体(釧路管内)	○ 和牛生産拡大の最も適地は根釧地区であり、バルク港の活用、輸出とのセットとなった食肉処理施設が必要。	C 案は修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの	○ バルク港など地域のインフラを活用しながら、和牛の生産拡大に取り組むとともに、食肉処理施設における高度な衛生管理の導入や流通の合理化などを通じて、引き続き、輸出の拡大を推進してまいります。
9	酪肉近	生産者団体(十勝管内)十勝管内)	○ 肉用牛の一貫経営は、ブランド力が低いことなどから、生産者が魅力を感じていない中での移行は難しく、安定した販売価格を実現するための出口対策が必要。	C 案は修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの	○ 道としても、今後の和牛振興に当たり、北海道和牛ブランドの確立は重要な課題であると考えており、令和3年度から関係機関・団体と連携し北海道和牛統一ブランドの創出に向けた取組を開始します。また、この取組により、北海道産和牛の知名度向上とロットの確保を図ることで、他県の主要なブランド和牛との競争において優位に立つとともに、販売価格を安定させることで、和牛の生産を一貫経営に移行しやすい環境づくりを推進します。
10	酪肉近	生産者団体(十勝管内)	○ 大規模経営向けの畜産クラスター事業だけでなく、規模の小さい牛舎施設を建築する際に、北海道独自の補助事業を検討するべきではないか。	C 案は修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの	○ 道としても、家族経営をはじめとする中小規模の畜産農家の存続は重要と考えており、今後とも畜産クラスター事業や酪楽GO事業、ALIC事業等を活用し、営農が継続できる環境整備を推進してまいります。
11	酪肉近	畜産コンサルタント(空知管内)	○ 海外悪性伝染病の侵入が憂慮される状況において、従前の踏襲を越えて、メリハリのある近代にふさわしい方針を示すことが望まれる。 また、飼養衛生管理基準の遵守を担保するためにHACCPの推進を掲げて国の方針とも整合させる必要があるのではないか。	C 案は修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの	○ HACCPの推進は、法規制の対象となる飼養衛生管理基準の遵守とは趣旨が異なることから本項には明記していないが、結果的に家畜衛生レベルの向上に寄与するものと考えています。
12	酪肉近	畜産コンサルタント(空知管内)	○ 牛乳乳製品のブランド力向上に向けて、各種登録、認証制度の中に、国際性のある認証なので輸出の推進に関わる「安全」の担保としても重要であるHACCP認証、GAP認証を加えてはどうか。	D 案に取り入れなかったもの	○ GAPやHACCPについては、その考え方に基づく飼養管理や経営管理に活用すべきものとして推進するものであり、認証を取得するかどうかについては、生産者が自らの経営を鑑み、判断すべきものであると考えています。 需要拡大に当たっては、まずは、機能性や地域性といった製品独自の特徴を活かしながら、北海道という大きな傘の中で、ブランド力の強化を推進してまいります。
13	酪肉近	市町村(根室管内)	○ 営農類型にある酪農経営方式で、「農業所得」及び「主たる従事者1人当たり所得」が前計画と比較し約3倍近くになっている理由を教えて欲しい。(計算方法の変更であれば、変更点等)	F その他	○ 「農業所得」及び「主たる従事者1人当たり所得」が増加した要因は、近年の乳価と個体販売価格の上昇等を反映させたこと、また、法人経営については、前計画では農業所得に、構成員の家族に関する報酬・給与等を含めていなかったところですが、本計画では含めることにしたことが主な要因です。

	対象計画	提出者	御意見	対応(案)	対応(案)
14	改良計画	生産者団体(全道)	○ 家畜の個体情報について、個体耳標にもICチップを埋め込むなど、ICTを駆使して情報を有効に活用できる仕組みを構築し、個体耳標のデータを一括管理し、飼養管理、繁殖管理などの効率化を図る必要。	B 案と意見の趣旨が同様と考えられるもの	○ 道内では、北海道酪農検定検査協会が牛群検定ウェブシステムの構築など、データを有効活用するための仕組みの構築に努めています。 また、国では生産関連情報を一元的に集約する全国データベースの構築及びデータベースに基づき高度で、かつ総合的な畜産経営の改善に向けたアドバイスを提供するための体制の構築等に支援を行っています。 道としても、乳牛のベストパフォーマンスの発揮には、牛群検定を基本とした飼養管理データの有効活用が重要と考えており、関係機関・団体と連携しながら、データをより有効に活用できる取組を推進します。
15	改良計画	生産者団体(釧路管内)	○ 後代検定の協力農家がどんどん減っていく中で、ゲノム技術の活用だけでなく、乳用牛、肉用牛ともに種雄牛を確保していくスキルを考える必要。	C 案は修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの	○ 生産者や検定組合等が中心となり、引き続き、後代検定事業を促進するとともに、NTP(総合指数)に基づき総合的に遺伝的能力が高い国産種雄牛の利用を推進します。 なお、道としては、牛群検定高度化推進事業により、各乳検組合への補助金の配分に当たり、後代検定への協力度合いに応じた配分を指導しており、引き続き後代検定の推進を図ってまいります。 また、種雄牛の確保については、現状では改良団体が中心となっていて行っているところであり、今回、いただいた御意見については、今後の施策の参考にさせていただきます。
16	改良計画	生産者団体(釧路管内)	○ 乳用種は輸入精液の使用が増える中、早く国産種牛の確保のために手を打つべき。	C 案は修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの	○ 輸入精液の中には、国産種雄牛の能力を下回る精液の利用も見受けられることから、正確な情報を生産者に伝えることが重要と考えています。 また、国産種雄牛の利用拡大については、引き続き関係機関・団体と検討を進めてまいります。
17	改良計画	生産者団体(釧路管内)	○ NZからの種畜を定期的に確保していただきたい。	C 案は修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの	○ 放牧酪農向けの種畜の確保に関する御意見と認識しております。 放牧酪農は、高度な技術の習得が必要である一方、本道の強みである自給飼料基盤をフル活用できる取組であります。飼料生産や給与、家畜排せつ物処理等において省力的で低コストな飼養管理が可能であることから、今後より一層の放牧技術の普及を推進する必要があると考えており、今回いただいた御意見は、今後の施策の参考にさせていただきます。 ○ なお、NZからの牛精液は、平成18年3月に両国間の家畜衛生条件が整い、輸入することが可能となっていることから、個々の経営判断によりNZからの輸入精液を活用することは可能となっています。